

福島市公告第40号

福島市所管施設産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、下記のとおり業務委託I型による制限付一般競争入札(事後審査型)を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条に基づき公告する。

令和8年2月17日

福島市長 馬場 雄基

記

1	委託名	福島市所管施設産業廃棄物収集運搬処理業務委託
2	委託場所	福島市の指定する場所
3	委託概要	福島市所管施設から排出する産業廃棄物の収集運搬及び処理業務
4	履行期限	令和9年3月31日(水)
5	予定価格	非公表
6	最低制限価格	有
7	低入札価格調査について	
	① 調査基準価格	無
	② 失格基準価格	無
8	入札参加形態	単体企業
9	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たす者
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	② 令和7・8年度福島市業務委託有資格業者名簿に登録されている者 ※当該登録は電子入札に参加する場合も必要となります。	
	③ 登録内容	産業廃棄物収集運搬業務の登録のある者
	④ 所在地区分	市内に本店を有する者
	⑤ 許可資格等	公告日現在において、「産業廃棄物収集運搬業」の許可を有する者
	⑥ 技術者の配置	
	⑦ 資格総合点数	
	⑧ 福島市において競争入札参加停止期間中でない者	
	⑨ 業務実績	
⑩	破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)、又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。	
10	仕様書の交付について	
	① 交付場所	福島市財務部契約検査課
	② 期間	令和8年2月17日(火)から令和8年2月24日(火)までの毎日 (ただし、土・日・祝日等の休日を除く)午前9時から午後4時まで
	③ 質問について	
	i 質問方法	書面(様式6)により、契約検査課に持参すること
	ii 質問期限	令和8年2月24日(火)正午まで
iii 質問に対する回答	福島市ホームページに掲載	
iv 回答閲覧期間	令和8年2月26日(木)から令和8年3月4日(水)まで	
④ その他	期間内に仕様書等の交付を受けていない場合、入札参加資格申請は認められない。	

入札参加資格の確認申請について		
11	提出書類	・技術資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。 ・提出された技術資料を市は無断で使用することができないものとする。 ・提出された提出資料の返却、差替えは認められない。
	① i 資格確認申請書	別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書
	ii 業務実績	
	iii 配置予定の技術者	
	iv その他の提出書類	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
	② 提出方法	窓口へ持参(郵送・電送は不可)
③ 提出先	福島市財務部契約検査課	
④ 提出期間	令和8年2月18日(水)午前9時から令和8年2月27日(金)午後4時まで (ただし、土・日・祝日等の休日を除く)午前9時から午後4時まで	
⑤ その他	受付後、受付印を押印した競争入札参加資格確認申請書の写し及び入札書を手渡す。	
入札方法について		
12	① 入札方法	入札執行回数は2回を限度とし、郵便、電信による入札は不可
	② 入札日時	令和8年3月4日(水)午前11時42分
	③ 入札場所	福島市役所庁舎棟 入札室 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
	④ 提出書類	入札書 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
	⑤ その他	・受付印を押印した競争入札参加資格確認申請書の写しを必ず持参すること。 ・事後審査型のため開札後、落札候補者が決定となった場合、結果を保留する。 ・競争入札心得による。(市ホームページ参照)
13	入札参加資格の決定	令和8年3月16日(月) ・開札の結果、落札候補者となった参加者のみ資格確認を行う。 ・競争入札参加資格確認通知書は決定後送付する。 ・入札参加資格がないと認められた者には理由の説明を求めることができる。 ・落札候補者が資格「無」となる場合には、予定価格の範囲内で次点者の資格の確認を行う。
14	入札保証金	免除
15	契約保証金	請負代金の100分の10以上の額とし、福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結
16	支払条件・契約条項	福島市業務委託契約条項並びに競争入札心得11条による。なお、委託代金の支払は、委託金額の記載にかかわらず、4回の分割支払とする。
17	特約条項	1、本件業務委託に係る予算措置の減額又は削除があった場合は、この契約手続きを中止又は取り消すことができるものとする。 2、契約日は予算が成立する3月市議会定例会議終了後の3月30日とする。
18	契約書作成の要否	要
19	火災保険等の付保	
20	入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、競争入札参加資格の確認申請が受理された者であっても、受理の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
21	入札の中止等について	1、本件は、参加資格者が1者以上あれば実施するものとする。 2、本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
22	問い合わせ先	財務部契約検査課[〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]